

令和5年南砺市議会定例会
令和6年1月会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和6年1月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	2号	南砺市手数料条例の一部改正について……………	3
-----	----	------------------------	---

南砺市手数料条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	
1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円 ただし、多機能端末機による場合は、300円	1 <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	1通につき	450円 ただし、多機能端末機による場合は、300円	字句の改正
			1の2 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項にお</u>	符号1件につき	400円	法改正に伴う手数料の設定

			いて同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
2 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき	350円	2 <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	証明事項 1件につき	350円 字句の改正
3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた	1通につき	750円	3 <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5</u>	1通につき	750円 同上

<p>戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>		<p>項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書¹の交付</p>		
		<p>3の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書</p>	<p>符号1件につき</p>	<p>700円</p> <p>法改正に伴う手数料の設定</p>

			<u>第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>			
6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書類の閲覧	書類1件につき	350円	6 <u>戸籍法第48条第2項(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円	法改正に伴う規定の改正
7~33 (略)			7~33 (略)			